

# 農地中間管理事業のご利用には、 口座登録が必要となります

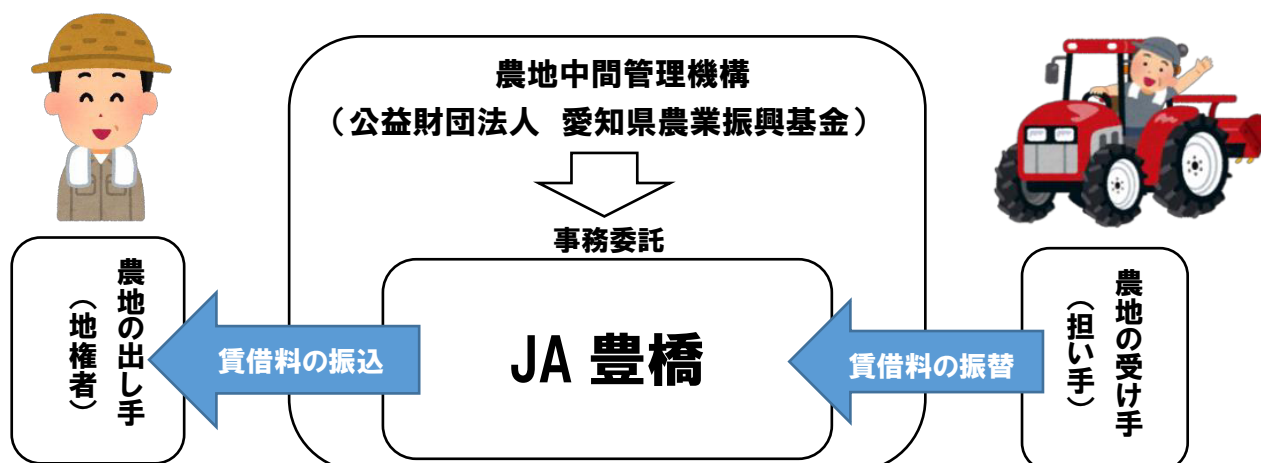
## ※賃借料が0円の場合や物納の場合を除く

農地中間管理事業では、賃借料の支払いは農地中間管理機構(公益財団法人愛知県振興基金)を通して行うため、口座登録が必要です。

直接、地権者への支払い、現金払い等はできませんのでご注意ください。

直接、地権者へ支払ってしまった場合は、担い手に戻す等の手続きをしていただきます。

### < 賃借料の流れ >



### 口座登録の方法について

#### ○出し手(地権者)

「農用地貸出希望申込書」に賃借料の振込口座をご記入ください。

#### ○受け手(担い手)

JA豊橋から5~7月に送付される「貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、JA豊橋にご提出ください。

※原則、JA豊橋の貯金口座を振替口座とする必要があります。



### 賃借料はいつ支払われるの？

毎年12月に振替を行います。

3月、7月から開始の契約については、同年の12月から振替を行います。12月から開始の契約については、翌年の12月から振替を行います。

※物納の場合は、毎年の支払期日の指定はありませんが、受け手(担い手)は、11月頃に送付される「借賃(物納)支払報告書」を12月末までにJA豊橋に提出する必要があります。

問い合わせ先 JA豊橋(営農部農産課) ☎0532-25-4372